

【お知らせ】

給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項について

○給水装置について

道路などに埋設してある配水管から分岐して、各家庭まで引き込まれた給水管、止水栓、水道メーター、給水栓等の器具を総称して「給水装置」と呼びます。このうち、水道メーターを除く給水装置は所有者の財産であり、取り替えや修繕等に要する費用は、原則として所有者の負担になります^(注)。

○貯水槽水道について

水道事業者から供給された水をいったん貯留し、飲用などの目的で各戸に供給するために、ビル、マンションなどの建物の屋上や敷地内に設置された受水槽そのほかの施設の総体を「貯水槽水道」といいます。これらの施設の管理は、施設の設置者（建物の所有者など）が行うこととなっています。

◎給水装置及び貯水槽水道の管理に関する詳細については、お住まいの地域の水道局（部）にお問い合わせください。

[千葉県企業局](#)
[松戸市水道部](#)
[野田市水道部](#)
[柏市上下水道局](#)
[流山市上下水道局](#)
[我孫子市水道局](#)
[習志野市企業局](#)
[八千代市上下水道局](#)

管理区分の一例

